

令和3年4月30日

主文

後記「事実」欄第2の2(2)記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、遺族厚生年金の支給を求めることである。

第2 事案の概要

1 事案の概要

本件は、請求人が、厚生労働大臣に遺族厚生年金の裁定を請求したところ、亡A(以下「A」という。)の死亡当時、事実婚関係及び生計維持関係がある者と認められないとして、遺族厚生年金を支給しないとする処分がされたことを不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした事案である。

2 再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求に至る経緯として、次の各事実が認められる。

- (1) 請求人は、高齢厚生年金の受給資格要件を満たしたAが平成〇年〇月〇日に死亡したため、令和〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、Aの内縁の妻であるとして、遺族厚生年金の裁定を請求した。
- (2) 厚生労働大臣は、令和〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、「認定日である死亡日において、事実婚関係及び生計維持関係がある者と認められないため。」として遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- (3) 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨
(略)

理由

第1 問題点

- 1 厚生年金保険の被保険者期間を有する者(保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上であるものに限る。)が死亡した場合において、死亡した者(以下「適格死亡者」という。)の配偶者で、当該死亡の当時、適格死亡者によって生計を維持した者に遺族厚生年金が支給される。そして、配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むとされ、また、適格死亡者によって生計を維持した配偶者とは、適格死亡者と生計を同じくしていた者であって年額850万円以上の収入又は年額655万5000円以上の所得(以下、上記の収入額又は所得額を「基準額」という。)を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている(厚年法第3条第2項、第58条第1項第4号及び第59条、厚生年金保険法施行令第3条の10並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「本件通知」という。))。
- 2 本件の場合、Aと請求人が、Aの死亡当時において戸籍上の夫婦でなかったこと、及び、Aの死亡当時、Aが適格死亡者であったことについては、本件記録並びに後記第2の1(1)の認定事実から明らかであり、当事者間にも争いはないと認められるから、本件の問題点は、請求人が、Aの死亡当時、同人によって生計を維持した事実上婚姻関係と同様の事情にあった者と認めることができないかどうかということである。

第2 当審査会の判断

- 1 本件記録によれば、次の事実を認定することができる。
 - (1) Aは、昭和〇年〇月〇日出生し、請求人と昭和〇年〇月〇日に婚姻し、

平成〇年〇月〇日に離婚し、長男（平成〇年〇月〇日出生）及び長女（平成〇年〇月〇日出生）を設け、その後、平成〇年〇月〇日に死亡した。死亡届は、親族のB（以下「B」という。）が届け出ている。A死亡の時点において、Aに戸籍上の婚姻関係は認められない。

請求人は、昭和〇年〇月〇日出生し、A死亡の時点において、戸籍上の婚姻関係は認められない。

- (2) 住民票の除票及び世帯全員の住民票（いずれも平成〇年〇月〇日付けで〇〇市長が証明したもの）によると、Aは、平成〇年〇月〇日に〇〇市〇〇-〇-〇-〇-〇〇〇から同市〇〇〇-〇-〇-〇（以下「a住所」という。）へ転居し、世帯主となっており、その後、同人が死亡する時まで、住所の変更はない。請求人は、平成〇年〇月〇日に〇〇郡〇〇町〇〇 〇から〇〇市〇〇 〇（以下「b宅」という。）へ転居し、その後、Aが死亡する時まで住所の変更はなく、同所において長男と同居し世帯主となっている。なお、請求人は、平成〇年〇月〇日に本籍を同市〇〇 〇-〇からb宅へ、筆頭者をAから請求人へそれぞれ戸籍届出により修正している。
- (3) 〇〇市長が証明した令和〇年〇月〇日付け「所得証明書」によると、平成〇年分の請求人の合計所得金額は、給与で〇〇〇万〇〇〇〇円である。

- (4) 請求人が作成した事実婚関係及び生計同一関係に関する申立書（令和〇年〇月〇日付け）の主な内容を記載すると、次のとおりである。

ア 別世帯になっていた理由（注：記載なし）

イ 同居についての申立（別居していたこと理由）

住民票上は別だったが生計維持関係はありました。私と姑との関係が悪い為、住民票を夫Aと一緒の住所にする事を義母に強く反対

されました。私の父母の介護の必要性もあり、とりあえず、実家へ住民票を移しました。住民票を別にしていても日常生活に特に支障がなかった為、そのままにしました。詳細は別紙（注：後記に記載）に記載させていただきました。

ウ 経済的援助についての申立

(ア) Aから請求人に対する経済的援助の有無（あり）・なし

(イ) 上記で「あり」の場合にはその回数：月約1回程度

(ウ) 経済的援助の内容

生活費を受け取っていた。離婚後も生計維持をしてくれる約束になっていた。当面は解約した生命保険の解約返戻金〇〇万円を生活費として使うよう手渡して渡されていた。子供の学費のローンを平成〇年の〇月まで支払って来ていました。

エ 定期的な音信・訪問についての申立

(ア) 音信の手段：訪問

(イ) 訪問回数：月約1回程度

(ウ) 音信・訪問の内容

月1回お互いの近況報告、子供の様子や相談をする為に外で食事をしていた。

オ 婚姻の意思及び夫婦としての共同生活を営んでいたことの申立

令和〇年〇月〇日

私は、下記②の者が亡くなった当時、戸籍簿上の婚姻関係にはありませんでしたが、共に婚姻する意思を持って、夫婦としての共同生活を営んでいたため、生計を同じくしておりました。

① 請求者の住所、氏名

住所：〇〇市〇〇 〇（注：b宅）

氏名：請求人（印）

② 配偶者の住所（亡くなった当時）、氏名

住所：〇〇市〇〇 〇-〇-〇

(注：a住所)

氏名：A

カ 第三者による証明欄

令和〇年〇月〇日

上記ア～オの事実と相違ないことを証明します。また、私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではありません。

住所：〇〇市〇〇 〇-〇

氏名：C (印)

(別紙 (注：必要部分を摘記))

①H〇.〇.〇長女(D)が〇〇市内(隣接の市)のc高校へ入学した…しばらくは自宅から学校まで通学していた。

②H〇.〇.〇～

通学時間の短縮と勉学の集中の為、私(請求人)と長女(D)は〇〇区〇〇のマンションへ転居することにした…私(請求人)と長女(D)の住民票は、〇〇には移さなかった。(長期にわたり住む予定はなかった。)嫁(請求人)姑(Aの母)問題があり、夫(A)の実家に住民票を移すことが義母の意思で許されなかったため、私(請求人)と子供は、私(請求人)の実家である、b宅へ住民票を移すことにした…夫(A)は、会社と自宅の距離が近い…家族で住んでいた〇〇市〇〇 〇-〇-〇-〇-〇 〇〇〇〇にしばらく住んでいた。今後、夫(A)も実家に戻り、高齢の母の面倒を看るため、家族で住んでいた〇〇市〇〇 〇-〇-〇-〇-〇 〇〇〇〇の賃貸マンションは引き払う予定だった…夫(A)はしばらくの間、実家と自宅を往来して、母の日常生活の世話をしていた。

③H〇.〇.〇～

夫(A)の母が一人暮らしなので心配の為、夫(A)は実家で生活を始めた。夫(A)はa住所に住民票を移した。

(注：④から⑦まで掲載省略)

⑧退任後、夫(A)は報酬も減額されサラリーマン金融や銀行からの借入金等の返済のめどがなく、生命保険も解約済みだった。私(請求人)や子供に返済督促で危害が加えられる恐れがあるため、夫(A)より戸籍上の婚姻関係の解消の申し出があり、H〇.〇.〇に離婚届を提出した…

⑨会社が買収され(資産も失い)代表取締役解任での心労が加わり、H〇.〇.〇自宅にて倒れて、救急搬送され集中治療室へ入院。私(請求人)と子供は病院に駆け付けたが入院後、一度も意識が戻ることは無く、平成〇.〇.〇肺炎で死亡した…

(注：⑩は掲載省略)

⑪H〇.〇.〇まで毎月の生活費は会社が夫(A)の給与振り込み第二口座へ振り込んだものを受け取っていた。給与振り込み第二口座の通帳とキャッシュカードは私(請求人)が持って、自由に引き出しをしていた…H〇.〇に報酬が下がった時期に(請求人)が受取人である契約者が夫の生命保険を解約して現金を授受した…

⑫H〇.〇以降の生活費については生命保険の解約返戻金で生活することを話合っていた。生命保険の解約返戻金の解約返戻金がなくなった後は以前の通り、夫(A)より、毎月の生活費として5万円(月)を受け取る約束をしていた。…

(5) d社が作成した生命保険証券から必要部分を摘記すると、次のとおりである。

契約日：平成〇年(〇年)〇月〇日
主契約：死亡(高度障害)保険金額

〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

保険期間の終期：終身

保険契約者：A

被保険者：A

死亡保険金受取人：請求人

被保険者との続柄：妻

指定代理請求人：請求人

被保険者との続柄：妻

- (6) d社が作成したご契約内容将来試算(作成日：○年○月○日)から必要部分を摘記すると、次のとおりである。

将来の契約内容推移(主契約保険料払込中)

西暦(年)	経過(年)	歳	死亡保険金(円)	払込保険料(円)	解約返還金(円)
○	○	○	○,○○ ○,○○○	○,○	○,○○ ○,○○○
○	○	○	↓	↓	○,○○○ ○,○○○
○	○	○	↓	↓	○,○○○ ○,○○○
○	○	○	↓	↓	○,○○○ ○,○○○

(注：余白に手書きで「○○万円」と付記されている。)

- (7) A名義のe銀行総合口座通帳(H○年○月○日からH○年○月○日までの明細)及び預金取引明細表(H○年○月○日からH○年○月○日まで)によると、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで毎月○万円台から○万円台までf社から給与振込みがあることが認められる。

- 2 保険者は、戸籍上の夫婦でない者を厚年法第3条第2項にいう事実上婚姻関係と同様の事情にある者とする認定、遺族厚生年金の受給権者に係る生計維持関係の認定等の取扱いについて、本件通知を定めており、本件通知では、事実婚姻関係にある者(事実上婚姻関係と同様の事情にある者を指す。)とは、いわゆる内縁関係にある者をいい、内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいい、次の要件を備えることを要するものであることとしている。

ア 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること。

イ 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存

在すること。

そして、生計維持認定対象者が適格死亡者の配偶者であり、住所が適格死亡者と住民票上異なっている場合に、適格死亡者との生計維持関係が認められるためには、次のウ又はエの生計同一要件を満たす必要があるとし、加えて、基準額以上の収入又は所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものであることが必要であるとしている。ただし、これにより生計同一関係・生計維持関係の認定を行うことが、実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りでないとしている。

ウ 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

エ 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき

(ア) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること

(イ) 定期的に音信、訪問が行われていること

上記の基準は、一般的・基本的なものとして、相当と解されるので、本件をこれに照らして、請求人が、Aの死亡当時、Aによって生計を維持した事実上婚姻関係と同様の事情にある者であったと認められないかどうかを検討する。

- 3 前記1及び本件記録によれば、次の事実が認められる。

(1) f社(以下「f社」という。)は、Aの父が創業した○○業等を目的とする資本金○○○○万円の株式会社であったが、経営困難となり、Aは、代表取締役として同社の再建に努めていた。請求人とAは、○○住所の賃貸マンションで生活していた。

(2) Aの父が死亡し、Aの母Eは自宅で

あるa住所で一人暮らしになった。請求人はEと確執があってEに暴力を振るわれたこともあり、Aは、請求人と話し合いの上、Aだけが母Eとa住所で生活することとし、平成〇年〇月、請求人は、長女と共に長女の通学先の近くにある〇〇市内の賃貸マンションに転居した。平成〇年〇月、請求人は父の介護のため〇〇市の実家（b宅）に移った。この間、請求人自身も勤めに出て給与を得ていたが、Aは、f社からの給与振込の第二口座を設け、請求人はその通帳及びキャッシュカードを預かり、生活費及び子の教育ローンの返済に充てていた。請求人とAとは、月に1回程度会っていた。

- (3) 結局f社は企業買収されることとなり、平成〇年〇月、Aは平成〇年〇月〇日付けで代表取締役を退任し、取締役を辞任することとなり、給与も減額されたため、給与振込第二口座への入金が増えなくなった。Aは生命保険契約を解約し、債務の返済に充てた残余の〇〇万円を当面の生活費等として請求人に交付した。また、Aは個人としても多額の債務を負っていたことから、債権者の請求が請求人に及ぶのを回避するため、離婚することとし、請求人もこれを了承した。
- (4) Aは、f社の常務取締役を務めていたF（以下「F」という。）に証人となってもらい、離婚届を作成し、請求人に渡した。請求人はAの指示どおり平成〇年〇月〇日に離婚届を提出した。
- (5) Aは、風邪をひいて体調を崩し、同月〇日、自宅で倒れ、救急搬送されて入院したが、同年〇月〇日、肺炎により死亡した。請求人は、Aの葬儀に出席し、Aの入院等医療費を支払った。

上記事実によれば、請求人とAとは、平成〇年〇月から別居しており、平成〇年〇月〇日に離婚の届出をしたが、別居は婚姻関係が破綻したためではなく、請求人とAとは、別居期間中も夫婦として

協力し、家庭を維持してきたものといえ、Aは代表取締役退任の事態となっても請求人に当面の生計維持のために生命保険解約金の残余を渡しており、離婚の届出は、f社の倒産に伴う債権者対策のためであり、両者ともそれまでの夫婦の関係を变える意思はなかったものと認められる。

この点につき補足すると、上記離婚届の証人となったFは、同人作成の令和〇年〇月〇日付け陳述書において、Aの依頼で離婚届に証人として署名押印する際、「婚姻届にも証人が必要なら署名しますと笑って対応しました。」と記載している。Fは長年f社で働き、Aが信頼していた人物であり（Aから代表取締役の地位を引き継いだ。）、殊更にも見出しにくいことを記載する理由は見出しにくく、上記は、離婚の届出後もAと請求人が夫婦の関係を維持するとの認識であったことを示すものと認められる。

- 4 以上によれば、Aの死亡当時、請求人はAと事実上の婚姻関係にあり、生計維持関係もあったものと認められる。

したがって、原処分はこの点において事実誤認があり、失当として取消しを免れない。

よって、主文のとおり裁決する。